

「やまぐち農林漁業ステキ女子」登録要領



令和8年3月改正

1 「やまぐち農林漁業ステキ女子」とは

農林水産業において、経営に参画して自身の“ステキ・スタイル”を確立し、その魅力を多様に情報発信していける女性のことです。

「きれい」に「輝き」ながら、「かしこく」「かせぐ」農林漁業女子を目指して、経営発展につながる様々な取り組みを展開しながら、農林漁業の魅力を発信しています。

※県域や、地域、経営体内で、経営発展に向けた実践活動に取り組む若手女性農林漁業者のこと。

2 登録の目的について

- (1) 「きれい」に「輝き」ながら、「かしこく」「かせぐ」農林漁業女子を目指し、自身の経営発展につながる活動に取り組みます。
- (2) ステキ女子のつながりを活かして、個々の想いを共有し、学び合う関係をつくります。
- (3) ステキ女子の取組を通じて、農林漁業の魅力を広く発信します。

3 登録要件と手続きについて

(1) 登録の要件は、以下の全ての項目を満たす女性とします。

- ・山口県に居住している方
- ・農林漁業を職業としている方
- ・「やまぐち農林漁業ステキ女子」の趣旨を理解し、賛同される方
- ・「県域や地域における登録メンバー間の情報交換」や、「やまぐち農林漁業ステキ女子の姿や取組の情報発信」等に参加いただける方

(2) メンバー登録の手続きについて

別添申込書を最寄りの各農林（水産）事務所又は下関水産振興局を経由して、「山口県 農林水産部 農林水産政策課 農山漁村女性活躍推進班」へ提出ください。

(3) 休止・退会について

休止・退会を希望される場合は、各農林（水産）事務所又は下関水産振興局を経由して、「山口県 農林水産部 農林水産政策課 農山漁村女性活躍推進班」へ申し出てください。

4 登録のメリット・主な支援内容について

- ・ステキ女子等を対象としたセミナーや、各種学習・交流会等の情報提供を受けることができます。
- ・県域または地域で実施するセミナーや、交流会、地元企業・団体等とのコラボレーション企画等に参加することができます。
- ・「ステキ女子活躍推進補助金」や、専門家派遣などを活用することができます。

5 シンボルマークについて

山口県では、ステキ女子のイメージを明確化し、その存在や魅力を情報発信していくため、シンボルマークを作成しました【※名称やマークに関する著作権は県に帰属する】。

「きれいに、輝き、かしこく、かせぎ、大輪の花になる。」をコンセプトに、大地の輝き（だいだい色）、森林の輝き（緑色）、海の輝き（水色）、そして女性の輝き（桃色）を山口県の「山」と「Y」、また人が両手を上げてハイタッチする姿をモチーフに図案化しました。

すべてのステキ女子がつながり合うことで、大輪の花を咲かせる様子をイメージした応援花火です。

（1）シンボルマークの使用について

登録メンバーは、ステキ女子の存在や魅力を広く発信していくため、シンボルマークを積極的に活用します。

（2）シンボルマークを活用したグッズ等の使用について

県が作成したグッズ（のぼり、ミニのぼり、横幕、法被、バッジ等）については、登録メンバーが活用する他、農林水産政策課及び各農林（水産）事務所、下関水産振興局において管理することとし、ステキ女子の認知度向上、魅力発信等を目的として使用する場合は、登録メンバー以外も使用できることとします。